

橋本市告示第 66 号

橋本市お試し滞在支援事業実施要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 25 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市お試し滞在支援事業実施要綱の一部を改正する告示

橋本市お試し滞在支援事業実施要綱(令和6年橋本市告示第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事前相談) 第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、<u>滞在しようとする日の2週間前までに</u>、移住コンシェルジュに次条に定める補助金の交付の対象となる活動(以下「補助対象活動」という。)について、相談を行わなければならない。</p>	<p>(事前相談) 第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、<u>滞在前に</u>、移住コンシェルジュに次条に定める補助金の交付の対象となる活動(以下「補助対象活動」という。)について、相談を行わなければならない。</p>

様式第2号を次のように改める。

活動実績報告書

1 申請者

ふりがな		生年月日 年 月 日(満 歳)
申請者 氏名		
住所	(〒 —)	

2 同行者

ふりがな		生年月日 年 月 日(満 歳)
同行者① 氏名		
住所	(〒 —)	
ふりがな		生年月日 年 月 日(満 歳)
同行者② 氏名		
住所	(〒 —)	

3 内容

滞在実施日	年 月 日 ~ 月 日		宿泊施設名				
泊数	申請者 実費額	1/2 (A)	同行者① 実費額	1/2 (B)	同行者② 実費額	1/2 (C)	合計 (A+B+C)
1泊目							
2泊目							
3泊目							
4泊目							
5泊目							
						合計(D)	
						補助金額	

※(A)(B)(C)1泊あたり最大3000円

※合計(D)の100円未満を切り捨てた値が補助金額となる

4 補助対象活動

活動日	活動内容
年 月 日	【必須】滞在前に、移住コンシェルジュに相談を行った
年 月 日	【必須】滞在初日から当該申請を行うまでの間に、移住コンシェルジュのまち案内及び移住相談を受けた
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

<p>まち案内を受けたことがある者の場合 移住コンシェルジュと事前相談をした上で決定した次に掲げるいずれかの活動</p> <p>ア、過去に市内に移住した者を訪問する活動</p> <p>イ、地域の関係者を訪問する活動</p> <p>ウ、仕事関係者(就職希望先等)を訪問する活動</p> <p>エ、住まい関係者(空き家所有者、不動産事業者等)を訪問する活動又は空き家の現地確認を行う活動</p> <p>オ、家族が就学すること目的とした活動</p> <p>カ、前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動</p>	
<p>活動をして移住について感じたこと</p>	

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。